

地域防犯活動賛同者 様

公益社団法人山口県防犯連合会
専務理事 長 尾 安 文

「賛助会員入会」及び「犯罪防止支援自動販売機設置」の協力依頼について
～賛助会員入会・寄附金付自販機の設置で地域の安全安心に貢献しませんか～

当法人では、事業所等の地域社会貢献活動として、「**賛助会員の募集**」及び売上金の一部を寄附していただける「**犯罪防止支援自動販売機の設置**」に向けて、各方面にご協力をお願いをしております。

そこで、皆様方には、本活動の趣旨に是非ともご賛同をいただき、より一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

記

1 山口県防犯連合会の活動概要

山口県防犯連合会は、山口市内に事務所を置く公益法人であり、会長は、山口県知事です。事業は、「防犯活動の普及啓発、指導、協力及び援助」、「防犯ボランティアの支援」、「少年の非行防止及び健全育成」、「善良の風俗の保持と風俗環境の浄化」等を行っており、「みんなでつくろう安心やまぐち」をスローガンに、地域ボランティアの皆様や山口県警察と一体となって、地域の防犯力を高める活動を行い、犯罪の起きにくい社会づくりを目指しています。

2 賛助会員の募集

賛助会員の皆様方からの会費収入は、山口県防犯連合会の貴重な財源となり、会員の皆様の善意は、日夜、各地区でご活躍の各種ボランティアの皆様の支援をはじめとした地域の安全安心のために役立てます。

【年会費】口数は任意で、法人1口／1万円、個人1口／1千円です。

3 「犯罪防止支援自動販売機」設置の目的

当会の運営は、会費(正会員、賛助会員)及び寄附金等の収入とすることから、「犯罪防止支援自動販売機」を通じての寄附金は、各種ボランティア活動等に対する大きな支援になるほか、設置していただいた法人等には、地域防犯活動の一翼を担う社会貢献となり、税法上の優遇措置もあります。

「犯罪防止支援自動販売機」は、ラッピング等により外観から犯罪防止に貢献していることが一目で分かるため、購入者及び地域の防犯意識の向上に資することになります。こうした活動が広く普及し、寄附金等の活動資金が今以上に地域ボランティアの方々の活動に活用されることを希望し、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

公益社団法人 山口県防犯連合会

専務理事 長 尾 安 文

TEL 083-925-0542 (fax 0543)

HP) <http://www.bouhan-yamaguchi.sakura.ne.jp>

「犯罪防止支援自動販売機」設置のお願い!

犯罪防止支援自動販売機

山口県防犯連合会では、県民の皆様のご支援を受け、犯罪防止や少年非行防止等の活動を推進し、安全で安心して生活ができる地域社会の実現を目指して各種の活動を行っており、本会の目的と活動にご賛同いただける方に「犯罪防止支援自動販売機」設置のお願いをしています。自動販売機については、設置事業所手数料の数パーセントを防犯活動推進費として寄附していただくもので、賛助会費や寄附金と同様に税法上の優遇措置があります。山口県防犯連合会と事業所、自販機設置業者との協同で、「犯罪防止支援自販機」の新規設置及び既設置自販機の切り替えにより、現時点で県下約60事業者から売上利益の数パーセントのご支援をいただいています。「犯罪防止支援自販機」は、フルラッピングや簡易ラッピングにより、ジュース購入で地域の安全安心に貢献していることが一目で分かるデザインです。

また、「SDGs」の目標11「住み続けられるまちづくり」にも合致していますので自販機にラッピングを施し、事業所による取組みと、SDGsの普及に大きく貢献することも出来ます。



よくある質問?

- Q) 協力はしたいけど「手続きが良く分からない。」、「面倒そう。」
A) 詳しい説明は、当会に問合せ下さい。電話もしくは、お伺いしてご説明します。手続きについては原則当会で行います。
- Q) 設置者の負担はどうなりますか。
A) 自販機の新設や切り替えに金銭的負担(電気使用量のみ。)はありません。設置事業者が受け取る手数料等の一部を寄附金として設置業者を通じていただく仕組みです。
- Q) 税額控除等に使用したいのですが領収書はどうなりますか。
A) 寄附金は公益目的事業支援となり税制上の優遇措置があります。領収書は、設置事業者様宛に、毎月、四半期、半期など事業会計の都合に応じて送付します。



フルラッピング(キリン)



簡易ラッピング

【連絡先】

公益社団法人 山口県防犯連合会

☎ 083-925-0542 (fax0543) 担当: 長尾